

平成24年12月定例議会

(12月3日～21日)

12月定例議会が開かれ、指定管理者の指定や平成24年度補正予算などの議案について審議されました。

可決・承認された案件などの概要をお知らせします。

専決処分

補正予算

▼平成24年度鏡野町一般会計補正予算(第4号)

：衆議院議員選挙の執行にあたり緊急に経費を要するため、一般会計補正予算を専決処分した。

条例の制定

▼鏡野町指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

：第1次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めた指定地域密着型サービスに係る施設の設置基準等が市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

：第1次地域主権一括法による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めた指定地域密着型介護予防サービスに係る施設の設置基準等が市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

：介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定めた指定地域密着型サービス事業者等の指定基準が

市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日施行。

▼鏡野町営住宅等の整備基準に関する条例

：第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、これまで国土交通省令で定めていた町営住宅等の整備基準を市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

：第二次地域主権一括法による水道法の改正により、水道事業者又は水道用水供給事業者である地方公共団体は、布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準を市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

条例の改正

▼鏡野町北部衛生クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

：第二次地域主権一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、

一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める必要が生じたため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町クアガーデンこのか条例の一部を改正する条例

：利用者の使用料金に関する公平性を期するため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

：第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、これまで国土交通省令で定めていた入居時の収入基準等を市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

：入居資格について他の町営住宅管理条例と整合性を図るため。平成25年4月1日から施行。

▼鏡野町上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

：住居手当について、鏡野町職員の給与に関する条例第11条と、鏡野町上水道企

業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の内容が相違しているため、同じ町職員の手当として整合性を図るため。公布の日から施行。

▼鏡野町下水道条例の一部を改正する条例

：第二次地域主権一括法による下水道法の改正により、公共下水道の構造の基準、維持管理の基準等について、市町村の条例で定めるものとされたため。平成25年4月1日から施行。

条例の廃止

▼鏡野町森林作業道整備用機械施設条例

：鏡野町森林作業道整備用機械施設を作州かがみの森林組合に譲渡したため。公布の日から施行。

▼鏡野町製材施設条例

：鏡野町製材施設を作州かがみの森林組合に譲渡したため。公布の日から施行。

▼奥津町家畜導入事業実施条例

：奥津町家畜導入事業運用基金の活用実績が平成12年度からなく、今後も活用が見込めないため。公布の日から施行。